

業務委任契約書

名古屋市立川原小学校PTA（以下「甲」という）と、名古屋市立川原小学校（以下「乙」という）とは、甲の事務に関して次のとおり業務委任契約を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- (1) PTA会費の徴収事務
- (2) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管
- (3) PTA広報紙、各種PTA関連文書等の配布
- (4) PTAへの提出物の回収・保管
- (5) その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し委任契約の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（報酬）

第3条 この業務委任契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、保管する書類等を他人に閲覧、書写又は譲渡してはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、または甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（契約期間）

第5条 本契約の期間満了は、当年度の3月31日までとする。

2 前項の期間満了後、乙は、この契約に基づき保管する書類等を、速やかに甲へ引き渡さなければならない。

（実施状況の確認）

第6条 甲は、委任業務の実施状況について、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、聞き取りや書類の確認等を行うことができる。

（補足）

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和7年 4月 1日

委任者（甲） 名古屋市立川原小学校PTA

会長 岡井 佑



受任者（乙） 名古屋市立川原小学校

校長 井田 健

